

松江市告示第 393 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、松江市長から次のとおり松江市の区域内に新たに生じた土地を確認した旨の届出を受理し、及び同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更したので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び第 260 条第 2 項の規定により告示する。

なお、この届出及び処分に係る町及び字の区域の変更の効力は、告示の日から生ずるものとする。

令和 6 年 7 月 12 日

松江市長 上 定 昭 仁



松江市東出雲町揖屋に編入する区域

新たに生じた土地	地積（平方メートル）
松江市東出雲町揖屋字錦浦 3538 番地先堤及び同町揖屋 字西灘 684 番 10 地先道の地先公有水面埋立地	527.42

（ただし、上記地番は令和 6 年 4 月 1 日現在のものである。）